

令和 8 年度 価格転嫁推進事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度価格転嫁推進事業

(2) 業務概要

最低賃金の大幅な引上げや物価高など、県内事業者の経営が厳しい状況に置かれている中において、事業を継続し、成長していく上で欠かせない「適切な価格転嫁」について、県内事業者や消費者等の理解醸成を図ることを目的とする。

(3) 業務仕様

別紙「令和 8 年度価格転嫁推進事業委託業務仕様書（案）（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

(5) 委託先選定数

1 者

2 見積限度額

10,300,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザル参加者の資格要件

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務の実施について県の要求に応じて即座に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 拘禁刑以上の刑に処せられている者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。
- (7) 本募集要領の公告日から起算して前1年間、本県からの受注業務に関し、参加資格制限措置を受けていない者。
- (8) 本募集要領の公告日から起算して前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (9) 県税を滞納している者でないこと。
- (10) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (11) 本業務を実施するにあたり、契約開始日より円滑に業務運営を行うために必要な執行体制を整えることができること。
- (12) パートナーシップ構築宣言を行い、ポータルサイト上で公表されている者。

※詳細は下記ポータルサイトをご覧ください。

(<https://www.biz-partnership.jp/>)

4 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和8年3月19日（木）
質問受付期限	令和8年3月30日（月）
質問に対する回答期限	令和8年4月3日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年4月7日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年4月16日（木）
プロポーザル審査会	令和8年4月20日（月） ～24日（金）のいずれか
審査結果の通知及び契約締結	令和8年4月27日（月）以降

5 担当課（問い合わせ先・提出先）

（令和8年3月31日まで※質問に対する回答まで）

福島県商工労働部 商工総務課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7270

メールアドレス syokosomu@pref.fukushima.lg.jp

(令和8年4月1日から※参加申込書の提出以降)

福島県商工労働部**経営金融課**

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7288

メールアドレス keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

6 プロポーザルに関する手続き

(1) 本実施要領や仕様書等に関する質問の受付

ア 提出書類 質問書(様式第1号)

イ 提出期限 令和8年3月30日(月)17時必着

ウ 提出方法 電子メールにて送信し、送信後電話で到達確認を行うこと。
電話による受付は行わない。

件名を「【質問】価格転嫁推進事業」とすること。

エ 回答方法 提出されたすべての質問及び回答を4月3日(金)(予定)
までに、県ホームページへ掲載する。

オ 提出先 商工総務課(詳細は上記5参照)

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等(1部)

② 提出期限・方法

ア 提出期限 令和8年4月7日(火)17時必着

イ 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は、封筒に「参加表明書等在中」と朱書きの上、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。持参する場合には、平日の9時から17時の間とすること。

ウ 提出先 経営金融課(詳細は上記5参照)

(3) 企画提案書の提出

次の書類を計7部(正本1部、副本6部※カ～コについては正本1部のみ)提出すること。なお、提出書類の作成に当たっては、日本産業規格A4判20ページ以内(表紙、目次を除く)、ページ番号は表紙、目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。ただし、仕様書上の各種仕様に対応していることが分かるような資料の構成にすること。

なお、上記(2)に示す参加申込書の提出がない者が企画提案書を提出することはできない。

- ア 応募申請書（様式第3号）
- イ 応募者概要書（様式第4号）
- ウ 企画提案書（任意様式）

【企画提案書作成に当たっての留意点】

- ・ 企画提案書は、仕様書の内容を網羅した内容とし、業務の実施体制やスケジュールを含めて記載すること。
- ・ 本プロポーザルは、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を委託候補者として選定することを目的としていることから、県と委託候補者の協議により、契約の段階で企画提案の内容から変更となる場合がある。
- ・ 仕様書以外の内容について、事業目的の達成のために必要な内容はプロポーザル参加者の自由提案とする。
- ・ 業務の一部を外部機関に再委託する際には、企画提案書にその旨明記すること。

エ 見積書（任意様式）

【見積書作成に当たっての留意点】

- ・ 見積書に記載する経費は、委託業務の遂行に必要な一切の経費（自治体職員の旅費等は除く。）とし、各経費（消費税及び地方消費税を含む）の積算根拠（数量、単位、単価等）を明らかにすること。
- ・ 見積額に係る消費税地方消費税を明記すること。

オ 会社パンフレット

カ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書
（様式第5号）

キ 役員一覧

ク 定款の写し

ケ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

コ 「パートナーシップ構築宣言」の写し

(4) 提出期限・方法

ア 提出期限 令和8年4月16日（木）17時必着

イ 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は、封筒に「企画提案書等在中」と朱書きの上、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

持参する場合には、平日の9時から17時の間とすること。

ウ 提出先 経営金融課（詳細は上記5参照）

7 留意事項

(1) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 提出者が上記3に定める要件を満たしていない場合

イ 見積額が、上記2に定める見積上限額を超える場合

ウ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

エ 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等は無効とした場合、簡易書留等による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ 企画提案書等の提出から契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。

ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

(2) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。

(4) その他

- ・提案者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は一切返却しません。
- ・提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

8 審査の実施

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、県はプロポーザル審査会において、これを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 開催日・開催場所

開催日：令和8年4月20日（月）～24日（金）のいずれかの日

開催場所：福島県庁

なお、開催日及び開催場所の詳細は、別途プロポーザル参加者に通知します。

(3) 開催方法

ア 審査会での対応（説明者等）は3名以内とする。

イ 審査会は、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行

う。

ウ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は15分以内とし、その後の質疑応答について10分程度で実施する。

エ 説明に際して用いることができる資料は、上記6(3)で提出した企画提案書等のみとし、説明のために資料を追加して提出することはできない。

(4) 審査基準及び配点

審査基準			配点
1. 事業目的等の理解度			
①	事業目的等の理解度	・ 事業目的等を理解し、企画を提案しているか。	5
2. 企画内容に関する評価			
①	「稼ぐ力UPセミナー(仮称)」の開催	・ 開催時期、回数、会場等は仕様書の基準を満たし、適切か。	5
		・ 開催目的に合った有識者及び講演テーマ等を提案しているか。 ・ 県内事業者等の成功事例の紹介について、事例の収集方法等が具体的に示されているか。 ・ 個別相談の実施体制等について、具体的に提案されているか。	10
		・ 集客目標を達成するための広報手段や集客方法についての提案がされているか。	5
②	価格転嫁の理解促進に向けた広報	・ 広報の種類に合わせて、適切な広報媒体や手法、期間、数量が提案されているか。	10
		・ 広報の内容について、広報の種類ごとに効果的な内容の提案がされているか。	10
		・ 広報素材の収集や製作について、適切な提案がされているか。	5
		・ 広報効果の測定について提案がされているか。	5

③	県内事業者等の 価格転嫁成功事 例集の作成	・成功事例の収集について、関係機関等の連携 や十分な事例が収集できる体制や手法が提案さ れているか。	10
		・成功事例集の資料作成について、見やすい工 夫がされているか。 ・作成した事例集についての発信方法が提案さ れているか。	10
3. 事業の実施能力に関する評価			
①	管理運営体	・本事業専用の事務局を設置する等、本業務を 支障なく運営できる体制や人員を有している か。 ・関係機関と連携した業務実施が見込まれる か。	10
②	業務実績	・事業遂行上必要と考えられるノウハウや実績 を十分有しているか。	5
4. 事業の実施計画に関する評価			
①	スケジュール	・各事業の実施スケジュールが妥当であり、事 業期間内に効果を十分発揮できる計画となっ ているか。	5
②	積算の妥当性	・積算単価や数量が妥当であり、提案内容と 整合性があるか。	5
合計			100

(5) 最低基準

上記(4)に基づき各審査委員が審査した評点の合計点の6割を最低基準点とし、評点の合計が最低基準点に満たない提案者は契約候補者とししない。

(6) 契約候補者

プロポーザル参加者のうち、最も評点が高く、かつ上記(5)に示す最低基準を満たす者を契約候補者とする。

(7) 結果通知等

審査結果は、全てのプロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。

また、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の評点(契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ)は県ホームページで公表する。

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に

対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

(8) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

契約候補者が提出した企画提案書等の内容について、契約候補者と県で協議の上、仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。

なお、企画提案書等に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

イ 契約金額の決定

契約金額は仕様確定後、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上記2の見積限度額を超えないものとする。

ウ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった提案者と協議する。

8 公正なプロポーザルの確保について

(1) 本プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 本プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の本プロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 本プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他の本プロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 本プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。